

住居確保損害の直接請求支払い拒否 (ADR申立人に対し直接請求停止)の事例について

9月に入り2世帯の申立人に対し、東電側は住居確保損害の直接請求停止という事態が発生しました。そこで、我々申立団、弁護団は東電に対し9月16日付けで抗議書及び申し入れ書を提出しました。

以下、その内容と前文を掲載します。

5月には個人の避難慰謝料停止がありましたがその際、5月7日付けで私たち弁護団は文書で抗議と指導等を申し入れました。その後5月29日付けで東電から回答があり、その中に「直接請求に関するお支払いが滞ることはございません。」と断言しています。そんな最中の今回の件は心から侮辱するものであります。

もし、ご自身や身の回りでそのような事態になっている申立人がおりましたら、担当弁護士、または申立団及び弁護団事務局までご報告ください。その都度しかるべき対応をさせていただきます。

9月16日付け抗議書及び申し入れ書全文

抗議書及び申し入れの趣旨

- 1 被申立人は、住居確保損害の直接請求に対して、本和解仲介手続申立事件の取り下げを条件とせずに、支払え。
- 2 被申立人は過去にも、同趣旨の対応をし、これを改める旨約束をしておきながら今回これに違背したものであり、今後の再発を防止するために、原因の究明と再発防止策を文章にて回答されたい。
- 3 貴センターにおいては、本和解仲介手続申立事件を理由とする直接請求の支払い拒否といった事態が今後二度と生じないよう、被申立人に対し、厳重に指導されたい。

抗議及び申し入れの理由

- 1 申立人は住居建築を予定しており住居確保損害の賠償請求を行うため、平成27年9月12日に被申立人保障相談室の電話窓口にお問い合わせ、平成27年9月14日に回答の電話を受けました。担当者の回答の内容は、申立人が飯館村のADR集団申立に参加しているため、ADRから抜けないと、住居確保損害の直接請求には応じられないとの旨の内容でした。
 - 2 申立人は、飯館村内の自宅建て替えを予定しており住居確保損害の賠償請求を行うため平成27年9月10日に被申立人補償相談室(川俣)を訪れ、窓口担当者(氏名不詳)に関係書類等を見せながら説明を求めたところ、申立人が飯館村のADR集団申立に参加しているため「受け付けるが振込はできない」と言われ、更に申立人が「ADRを取り下げれば振り込むのか」と聞くと、窓口担当者は笑いながら「そういうことになっている」と答えました。
 - 3 被申立人(東京電力)が、本和解仲介手続申立事件を行っている事を理由として直接請求の支払を拒否するといった事態が生ずるとすれば、貴センター総括基準10の趣旨に反する事は明らかです。また、住居確保損害に関する請求の趣旨は、既払い分を除き住居確保損害の上限金額の支払いを無条件に求めるというものであり、直接請求と何ら矛盾するものではありません。しかし、被申立人の上記回答は、本和解仲介手続申立事件を口実として「ADRをしている被害者については直接請求の支払いを拒否する」との取扱いをしているもので、これは不当な「嫌がらせ」というほかありません。
 - 4 被申立人は、過去にも、本和解仲介手続申立事件の申立人について、ADRが継続している事を理由に直接請求が拒否された事案がありました。申立人からの抗議に対して、被申立人は平成27年5月29日「被申立人においては、ADR手続きの申し立てがあり、これが継続していることを理由として直接請求のお支払いを拒否することは一切ございません。」と文章で述べられ謝罪しました。にも関わらず、被申立人は、今般同趣旨の拒否を行ったものであり、これは極めて遺憾であり、強く抗議します。
 - 5 よって、被申立人は本和解仲介手続申立事件を理由とする超苦節請求の支払い拒否を直ちに解消するよう要求します。また、今後の再発を防止するために原因の究明と再発防止策を文章にて回答されるよう要求します。さらに、貴センターにおかれましても、ADRを理由とする直接請求の支払い拒否といった事態が今後二度と生じないよう、被申立人に対し、厳重に指導されるよう要請します。
- 尚、被申立人においては、9月25日までに本抗議及び申し入れ書に対し、文書にて回答するよう求めます。

以上

飯館村民救済申立団/弁護団 ADR進捗状況報告会開催

去る7月26日(日)・8月8日(土)・9日(日)に各地区6つの会場にてADRの進捗状況及び今後の展開などの報告会を開催いたしました。そして弁護士の先生からADR申立の現状とこれまでの経緯についてや政府の早期帰還方針の弁護士としての見解を報告しました。その後に参加者からの忌憚のない質問や疑問などを頂き、濃密な時間となりました。そして弁護士の先生の方から今後の追加聴き取りの件やADRセンター仲介委員等の現地調査の件などが話されました。4ページにこれからの追加聴き取りの件や仲介委員が現地視察の日程などを記載しましたので、弁護士の先生方との連絡や連携がこれから大切になってくると思います。申立人・弁護団力を合わせて申立事項を勝ち取るよう引き続き頑張っていきましょう！



■ADR事務協議でようやく動き出す

弁護士 塚越邦広

大変お待たせしているADRですが、6月2日に進行協議、8月12日の事務協議を経て、ようやくADRの和解案を手にする道筋が見えてまいりました。昨年11月に申し立ててから半年以上かかったのは、3000人を超える大規模な集団申立になると見込まれることから、仲介委員及び調査官のなりてが見つからなかった、とも聞いております。いずれにせよ5人の仲介委員が決まり、これから細かな作業が始まります。

以下は、報告会でご説明した内容に、その後の動きを含めてまとめたものです。時期的な見通しは、まだなんとも申し上げられませんが、判決に相当する「和解案」は、一気に出されるのではなく、申し立てた損害項目ごとに出す方向でADRセンターは考えているとのことです。

具体的には、まず

- ①食費の増加
 - ②水道代の増加
 - ③交通費の増加
 - ④ペット喪失慰謝料
- について和解案を出し、その次に第2弾として、
- ⑤家財
 - ⑥井戸
 - ⑦農機具について

和解案を出す方向で考えている、とのことです。

この7項目については、ADRセンターは、それぞれに担当する調査官を配置して、和解案に向けた進行をスムーズにするとしています。

このため、具体的な金額を算定するために、再度、さまざまな書類をお持ちいただく必要がでるかと思えます。お手数ですが、担当弁護士から連絡がありましたら、ご対応願います。



■仲介委員による現地調査は11月9日(月)を予定

原発事故前の飯舘村と原発事故後の飯舘村の変わり様と人々の苦悩を記録した証拠DVDを提出しました。

このため、仲介委員は、東電側に現地調査についての意見を求めたうえで現地調査を11月9日に実施すると決めました。

現在、申立団の役員を中心に、当日の内容を詰めております。

ご協力をいただくことになる方には、お声がかかりましたら、お引き受けいただけますと幸いです。

■申立人がこれから用意しておくもの

- ①食費・水道代・交通費に関するレシートなどを残しておくこと。
- ②家財道具について、写真(品名等も分かるように)を残すこと。
- ③環境省へ放射線モニタリング調査結果(世話人が代表して環境省から申立人分を請求する)

■政府の早期帰還方針をめぐって保田弁護士の見解

2015年8月8・9日

弁護士 保田 行雄

「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂について

1. 本年6月12日、政府の原子力災害対策本部は、『原子力災害からの福島復興の加速に向けて』改訂を発表しました。

この改訂で、平成27年・28年度の2年間に、集中的に「自立支援施策」を展開し、生業再建・事業者の自立を可能とし、原子力災害により生じている損害の解消を図ることを明確に打ち出しました。

2. しかし、自立支援等の中身は、自立支援のアドバイスのための新組織の立ち上げ、戸別訪問、帰還後の営農の支援など抽象的な内容に止まり具体策に欠けています。営業の差額補償はもちろんありません。

3. 避難指示については、帰還困難区域を除く区域につき、「遅くとも事故から6年後(平成29年3月)までに避難指示を解除し、精神的損害賠償は平成29年3月から1年後である平成30年3月をもって一律に打ち切ることを明確に打ち出しました。

他方、営業損害・風評被害の賠償についても、原則平成28年3月で打ち切り、その後は個別対応とするとしています。

4. この様に、「改訂」は、初めに2020年(平成32年)東京オリンピックを見据えて、福島再生「福島・国際研究産業都市」構想ありきで、避難指示の解除の要件を無視して、強制帰還・損害の解消を図ることを堂々と打ち出しています。

H23.3 → H27.3 → H28.3 → H29.3 → H30.3 → H31.3 → H32/3 (東京オリンピック)

6年目



集中自立支援期間

・営業損害打ち切り

・精神的損害賠償の打ち切り

福島・国際研究産業都市(イノベーション・コースト)構想

- ・2020年のオリンピックイヤーまでを当面の目標に、浜通りを中心とする地域の自立的な地域経済の復興に向けて、世界に誇れる新技術や新産業の創出等を通じた働く場の創出を目指すもの。
- ・避難指示が出されている現状や放射線量の現状等を踏まえ、国、県がリーダーシップをとって、短期、中長期に分けた取組を検討・実施していく。

(短期的には)

- ・イノベーション・コースト構想の拠点のうち早期に具体化するものについては、その立地選定に際して、避難指示の解除を含め必要な事業・生活環境の整備が行われていることが必要(福島県HPより抜粋)。

「避難指示解除の要件」(平成23年12月26日原子力災害対策本部)

- ① 空間線量率で推定された年間積算量が20ミリシーベルト以下になることが確実であること。
- ② 電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など日常生活に必要なインフラや医療・介護・郵便などの生活関連サービスが概ね復旧すること、子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗すること。
- ③ 県、市町村、住民との十分な協議

5. 政府の今回の「改定」は、この様に従来の方針さえ無視し、放射能汚染による強制避難というこれまでに経験したことのない被災地の現実、そして、避難住民の実情をふまえず、かつ、加害者が一方的に損害の打ち切りをするものであり、極めて不当なものです。

6. 今後の方向性について

まず、ADR申立の中で、村民の被害を徹底的に明らかにし、被害の完全賠償(とりわけ、初期被ばく慰謝料・村民生活破壊慰謝料・不動産の評価・住居確保損害など)を勝ちとる。

そして、拙速で独断的な避難指示解除に反対し、村民の同意の下での避難指示の解除など、村民に寄り添った村政を求める。

そのためには、村民である皆さんの間で、自分たちの村・生活・将来について、話し合い(対話)を始めることが大事です。

今後の予定について

10月

担当弁護士との追加聴き取り開始

※詳細は追って担当弁護士からご連絡が行くと思いますので日程等の調節をよろしくお願いいたします。

11月

ADRセンター仲介委員 現地調査(11月9日予定)

申立団・弁護団合同会議合宿

原発被害糾弾 飯館村民救済申立団 総会開催

団設立から1年、弁護士との会議や申立人との弁護士聴き取り面談、11月14日にADRセンター申立から始まり、今まで毎月東京共同法律事務所にて弁護団との会議をし、弁護団の現地視察や福島での合宿、原発事故被害者集会や原発事故被害者で設立した団体「原発事故被害者団体連絡会(ひだんれん)」に加入し、被害者団体一体となって県に申し入れをしたりと声を上げてきたことなど活動内容を報告しました。

そして今年度の事業報告や予算案のほか、役員についても各人の自己紹介のあと、昨年度と同じメンバーで再任が全会一致で承認されました。



※飯館村民救済申立団ではホームページも開設しております。

随時更新をしておりますので、是非ご覧ください(リンク先→<http://kyusaimoushitatedan.jimdo.com>)。

ひだんれんからのお知らせ

前回7月27日に開催された県に対し申し入れ書をひだんれんとして提出し、その回答が来ました。しかし要望が全く取り入れられていない、県知事としての回答になっていなかったりと県は国に任せている印象が強い回答書でした(詳細はひだんれんのブログにて掲載<http://hidanren.blogspot.jp/>)。そこで再度、再申し入れ行動を行います。下記の日程と場所で共に声を上げ、そして県に対して再申し入れ書を提出しましょう! 周りの皆様にもお声掛けをして頂きましてふるってのご参加をお待ちしております。

—記—

日程: 10月27日(火)

- 11:00~12:00 集会と申し入れ書の採択
福島テルサFTホール
- 12:00~ デモ
- 13:00~ 福島県庁申し入れ
- 14:30 解散

